

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年2月14日	不動産番号	4102000663092
地図番号	G55-2、55-4、H51-1	筆界特定	余白		
所 在	由利郡仁賀保町平沢字清水尻			余白	
	にかほ市平沢字清水尻			平成17年10月1日行政区画変更 平成17年10月12日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
29番	畑	89		余白	
29番1	余白	157		③29番1、29番2に分筆 国土調査による成果 〔昭和56年6月25日〕	
余白	余白	176		③錯誤 〔昭和63年7月11日〕	
162番	宅地	10460	25	平成1年5月13日土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 29番2、32番、36番、43番、44番、46番1、48番1、48番2、48番3、49番、50番、57番、59番1、60番1、61番3、62番、63番、78番、79番、80番、82番、83番、84番1、85番3、100番1、100番3、102番、104番、105番、107番 〔平成1年5月16日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月14日	
余白	余白	10196	78	③162番、162番2に分筆 〔平成21年12月21日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成1年5月16日 第1961号	所有者 由 利 郡 仁 賀 保 町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成17年2月14日



* 「登記の目的」欄に「相続人申出」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D61755 (-1/1)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 6 月 6 日
秋田地方務局本荘支局

登記官

西 野 邦 之

※ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 6 1 7 5 5 (- 1 / 1)



2 / 2